

令和2年度静岡県国民健康保険団体連合会事業報告

第1 基本方針の実施結果

近年、国保加入者数は後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大等により減少を続けている。一方で、後期高齢者、介護保険及び障害者(児)福祉サービス受給者数は増加の一途を辿るなど、本会の業務を取り巻く状況は大きく変化してきている。

加えて、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療機関への受診控えにより、診療報酬明細書(レセプト)の取扱いの減少、各種事業の開催中止など本会の事業運営に大きな影響を及ぼした。

一方、本会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による「医療機関の資金繰り対策として医療費の概算払い」の実施や医療従事者への慰労金と感染拡大防止策等のための支援金を医療機関等へ支払う「緊急包括支援交付金事業」を県から受託し、基幹業務である審査支払業務のノウハウを活用した支援業務を実施することで、新たな社会的役割を担うことができた。

こうした中、令和元年5月に健康保険法の一部が改正され、市町等においては「国保データベース(KDB)システム」や「しずおか茶っとシステム」に網羅されている医療レセプトや特定健診データ、介護レセプト等の情報を活用した分析等を行って、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施していくことになり、本会には、基幹業務である診療報酬審査支払のほかに、保健医療の向上、福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析、市町が行う保健事業の実施状況の分析・評価による健康づくりの支援などの新たな業務が追加された。

本会ではモデル保険者を対象にした大学との共同研究を通じて、医療・健診・介護データ等を活用した分析に関する専門的知識を有する本会職員の人材育成を図り、併せて保険者が展開する保健事業等に係るデータ分析業務等を支援するなど、データヘルス改革の推進に向け積極的に取り組んだ。

また、本会が将来にわたって安定的に経営を継続し、保険者からの多岐にわたるニーズに対応していくためには、これまで以上の経営姿勢が求められることから、中期的な経営の基本計画である「財政基盤の強化及び組織体制の充実・強化に向けた経営戦略(令和3年度～令和7年度)」を策定し、「第2期中期経営計画(令和元年度から令和3年度)」や次期計画に掲げる各施策の実効性を高めるためのものとして位置付けた。

今後は、この経営戦略の方針のもと、「良質なサービスの提供による、保険者満足度100%を目指す」、「安心、安定、安価(AAA)をモットーに事業を運営して、組織の発展を図る」という経営ビジョンの実現に向け、専門化集団としての評価や存在価値を高めていくことで、保険者に更に信頼される連合会を目指していく。

第2 事業運営の重点事項

令和2年度の事業展開にあたっては、次の事項に重点を置いて推進を図った。

1 医療費適正化の推進

本会の主要業務である診療報酬審査支払業務については、国保中央会と国保連合会で策定した「国保審査業務充実・高度化基本計画」の具現化を目指し、統一的なコンピュータチェックの設定及び審査基準の統一化に向けて、全国統一ルールとする事務共助段階で審査が完結する事務付託項目、全国の国保審査委員会の取り決め事項、コンピュータチェックルールの公開事例、その他全国統一的な判断基準として示された項目を全国共通項目として設定を行った。

2 国保総合システムの安定的な運用

本会の基幹的業務に占める当システムの運用にあたっては、保険者が円滑に業務を実施できるよう、的確な情報提供に努め、制度改正等に伴うシステム対応には、適切かつ的確に行った。

3 保険者事務共同処理事業の推進

新たに導入された国のインセンティブ制度による保険者の取組みを支援するため、本会のノウハウを活かした医療費適正化につながる医療費通知やジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知書の作成業務に取り組んだ。

4 保険者努力支援制度に係る保険者支援

- (1) 保険者インセンティブの強化が求められる保険者努力支援制度について、県内全ての国保保険者が高い評価を得られるように特定健診受診促進、保険料（税）収納事務等の保険者支援を行った。
- (2) 市町保険者における事務作業の効率化を目的に、新規事業の開拓・受託を目指すため、県が主催する「国保運営方針連携会議作業部会」へ積極的に参画した。

5 介護保険業務等の円滑な実施

- (1) 介護保険制度改正には適切に対応し、報酬改定に伴う介護給付費等についても適正な審査及び円滑な支払に努めた。

- (2) 介護給付適正化については、市町が取り組むべき施策及びその目標を定めた「第4期静岡県介護給付適正化計画」（平成30年度～平成32年度）に基づき、縦覧点検、医療と介護の突合点検、介護給付適正化システムにより出力した給付実績の活用等、保険者が行う適正化対策への支援に努めた。併せて、県・保険者及び関係機関との一体的な適正化支援が実現できるよう連携強化を図った。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築に向け、県及び市町が必要とする情報の提供及び介護給付データを活用した分析資料等の提供を行った。
- (4) 障害者総合支援法等に定められている、障害介護給付費等の審査業務において、市町における処理業務がより効果的・効率的に実施できるよう支援を行った。
- (5) その他、保険料の年金からの特別徴収に係る情報経由業務等の業務に関して、円滑な実施に努めた。

6 調査研究と情報提供等の充実

保険者の国保事業の安定的な運営に向けて、医療保険制度改正の動向や国保財政への影響及び医療費の変化の要因を調査・研究し、各種会議・情報ネットワーク等を通して、その成果の情報提供に努めた。

7 保険者協議会と連携した保健事業の推進

- (1) 保健ガバナンスが強化される県と連携して、保険者協議会の構成メンバーである県内医療保険者（国保・被用者・後期）の横断的な医療費分析等を支援することにより、医療費適正化の推進を図った。
- (2) 特定健診の受診率向上に向けて、普及啓発グッズを作成し引き続き広報啓発に努めた。

8 医療費分析システム等を活用した保険者の保健事業支援

- (1) 国保中央会が開発した「国保データベース（KDB）システム」及びKDBシステムの機能補完を担うため本会が独自開発した「しずおか茶っとシステム」を活用することで、保険者が行う保健事業の対象者の抽出から事業実施後の対象者の健康状態を把握し、事業のPDCAサイクルを容易に回すことが可能となった。本会では分析システムの利用拡大と保険者による保健事業での活用に向け巡回援助による支援を進めた。

(2) 「保健事業支援・評価委員会」を始めとするヘルスサポート事業を充実させ、地域の健康状態の把握及び保健事業の推進に取り組んだ。

(3) 保険者のデータヘルス計画等策定に関する支援・助言などを実施した。

9 特定健診等データ管理システムの安定運用

保険者の第三期特定健診・特定保健指導の実施計画に基づく法定報告・費用決済の事務作業等を支援するとともに、健診機関等へ適正な請求等について積極的に指導を行い、システムの安定運用に努めた。

10 特定健診・特定保健指導の推進への支援

健診結果などを基にしたフォローアップ等家庭訪問事業を実施することで、生活習慣病の重症化予防に向けた支援を行い、被保険者の健康と医療費の適正化に寄与した。

11 個人情報保護とセキュリティ対策の強化

平成30年度に取得した、I SMS認証（情報セキュリティマネジメントシステム認証）に基づくセキュリティの維持はもとより、内部監査の充実、職員研修の実施等による一層のセキュリティ水準の向上に取り組んだ。

12 後期高齢者医療の円滑な審査支払等

高齢化の進展や医療技術の向上などによる医療費の増嵩に適切に対応するため、広域連合と連携し、審査支払業務及び事務代行業務の円滑な実施に努めた。

13 保険者支援の強化

(1) 保険者の事務処理負担の軽減及び効率化を図るため、保険者からの委託により、レセプト二次点検、柔整療養費適正化支援事務等を行った。また、事務処理の標準化推進のために未委託保険者の受託促進を行い、レセプト二次点検について、新たに3保険者から受託した。

(2) 第三者行為求償事務においては、保険者インセンティブの取組みの持続的支援や傷害事故に係る第三者直接請求を含めた全ての第三者行為求償事務の体制構築及び取組強化など、更なる保険者の事務処理負担の軽減のため保険者支援の充実・強化を図った。

また、介護給付費に係る第三者行為求償事務について、新たに4保険者から受託し求償額も対前年比約140%となった。

1.4 国保保険者標準事務処理システムの安定的な運用支援

県から受託した国保事業費納付金等算定標準システムの運用支援については、県及び本会に設置された当該システムのデータベースの同期を取り、県の指示に基づき確実な運用支援を行った。

1.5 オンライン資格確認等システムの導入に向けた対応

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みを創設し、令和3年3月のオンライン資格確認システム稼働に向けた準備作業として、国保情報集約システム、国保総合システム、オンライン請求システム、データ集配信システム、特定健診等データ管理システムにおいてそれぞれ必要な対応を行うとともに、導入前のネットワーク等整備と資格情報連携処理の確実な実施に向け検証を行った。

1.6 各種システムの機器更改等に向けた対応

全国統一の標準システムとして国保中央会が開発してきた、国保データベースシステム（KDB システム）、特定健診等データ管理システム、介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付支払等システムの機器更改についての的確に対応した。

1.7 風しん追加的対策事務の円滑な実施

厚生労働省健康局から協力要請により、令和元年度から3年間で実施する風しん追加的対策事務では、実施機関からの請求に対する的確に処理し、円滑な支払業務を実施した。

1.8 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症により資金調達が困難となった保険医療機関等に対し、資金繰りを支援するため、厚生労働省からの要請により、令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払いを行った。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクの下で、業務に従事する保険医療機関等の従事者に対し、慰労金を支給するとともに、これらの施設等における感染拡大防止等のための支援金の支給について、都道府県からの委託を受け支払業務の支援を行った。